



あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい！

子育て応援サイトQR

しまいく

TOPIC

☎子育て応援課 ☎ 36-7159

制度改正の内容

児童手当法が改正され、10月分から児童手当制度が拡充されます。改正後の初回支給は12月です。手当を新たに受給する人や増額となる人は、申請が必要な場合があります。

【制度改正の内容】

- 支給対象が「中学校卒業まで」から「18歳年度末まで」に延長
- 第3子以降の支給額（以下「多子加算」）を3万円（月額）に増額
- 所得制限の撤廃
- 多子加算にカウントする年齢を「18歳年度末まで」から「22歳年度末」までに延長
- 支払回数を「年3回」から「年6回（偶数月）」に変更
- 【申請が必要な人】
 - ①高校生年代の児童のみを養育し、現在受給していない人
 - ②所得が上限を超えていることにより、現在支給対象外の人
 - ③新たに大学生年代をカウントするこ
- 【申請方法】

郵送または窓口（子育て応援課・金谷支所・川根支所）で申請

※ホームページから様式をダウンロードしてください。

申請期間／9月2日（月）～30日（月）

※申請が必要な人（①・②）には、8月下旬に案内を送付します。

郵送先／〒427-8501（住

	令和 6 年 9 月分まで		10 月分以降	
	第 1・2 子	第 3 子以降	第 1・2 子	第 3 子以降
0 ～ 2 歳	1 万 5000 円		1 万 5000 円	3 万円
3 歳～小学生	1 万円	1 万 5000 円	1 万円	
中学生	1 万円		1 万円	
高校生	なし		1 万円	
備考	所得制限あり (特例給付支給対象外)		所得制限なし	

変更点の早見表（赤字が変更点）

- 所不要）子育て応援課児童手当担当宛て
- ※公務員の人は、勤務先で申請してください。独立行政法人など勤務先から児童手当が支給されない人は市に申請。
- 【申請が不要な人】
 - 今回の制度改正で支給額が変わらない人
 - 現在特例給付（月5000円）を受給している人
 - 高校生年代または、第3子以降の児童を養育しており、現在児童手当を受給している人
- ※詳しくは、ホームページをご覧ください。



子育て世代の皆さんをサポートします

ペアレントサポーターの紹介

TOPIC

☎社会教育課 ☎ 36-7963

子育て中の親の味方

ペアレントサポーターは、市教育委員会が委嘱する家庭教育支援員です。現在は15人が子育ての先輩として、保護者が日々楽しく子育てに向き合えるよう、お手伝いをしています。

子育ての方法は一つではありません。自分に合った方法を、皆さんとともに考えていきます。身近な先輩ママとして、気軽にお声がけください。

【主な活動内容】

- 保護者の学びをサポート
市内全小学校の就学時健診や入学説明会での「しまおや講座」、家庭教育学級での「つながるトーク」などを開催し、保護者の学びをサポートします。
 - 家庭教育講座の開催
家庭教育講座「パパとママのための絵本の広場」を開催し、ペアレントサポーターによる読み聞かせや、おすすめの絵本を紹介しします。
 - ちょっとした悩みを気軽に相談
子育て中の人が、子どもと気軽に参加できる場所として、子育て広場「ぐうちよきばあ」を運営。ちょっとした不安や悩みも、気軽に相談できます。
- ※活動に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。

